

FMP Club

平成 17 年 11 月 20 日発行 FMP Club 編集責任者 ファイナンシャルプランナー 小澤昭彦

特別障害給付金制度について

【新制度】 特別障害給付金制度の概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、救済制度として平成 17 年 4 月より「特別障害給付金制度」が創設されました。損害保険の被保険者の方などで対象となる方がいらっしゃったら是非お伝えしましょう。

1. 支給の対象となる方

(1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (1)
(2) 昭和 6 1 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等 (2) の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日 (3) があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、6 5 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険事務局 (社会保険庁) での認定が必要になります。

- (1) 国民年金任意加入であった学生とは、以下を目安としてください。
次の 又は の昼間部在学していた学生 (定時制、夜間部、通信を除く。)
大学 (大学院)、短大、高等学校および高等専門学校
また、昭和 6 1 年 4 月から平成 3 年 3 月までは、上記 に加え、専修学校及び一部の各種学校
- (2) 被用者等の配偶者とは、以下の場合となります。
被用者年金制度 (厚生年金保険、共済組合等) の加入者の配偶者
上記 の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者 (通算老齢・通算退職年金を除く) の配偶者
上記 の障害年金受給者の配偶者
国会議員の配偶者
地方議会議員の配偶者 (ただし、昭和 3 7 年 1 2 月以降)
- (3) 障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額

障害基礎年金 1 級相当に該当する方：月額 5 万円（2 級の 1.25 倍）

〃 2 級相当に該当する方：月額 4 万円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当の支給は停止となります。

特別障害給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給いたします。

支払いは、年 6 回（2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月）です。前月までの分を支給いたします。（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に前々月までの分の支払いを行う場合もあります。）

3. 請求手続の窓口等

（1）65 歳以上の方へ

原則として、65 歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、平成 17 年 4 月 1 日時点で 65 歳を超えている方については、平成 22 年 3 月 31 日まで請求を行うことができます。また、平成 17 年 4 月 1 日以降から間もなく 65 歳に達する方についても、65 歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられます。

（2）窓口

請求の窓口は、住所地の市区役所・町村役場です。

なお、特別障害給付金の審査・認定・支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）が行います。

4. 請求に必要な書類（任意加入対象の学生であった人は別途書類必要）

（1）特別障害給付金請求書

（2）年金手帳または基礎年金番号通知書（添えることができないときは、その理由書）

（3）障害の原因となった傷病にかかる診断書（次の 及び に該当する場合は、複数の診断書が必要となります。）

障害の原因となった傷病が複数ある場合、各傷病についての診断書

65 歳を超えている方は、65 歳到達前と請求時現在の傷病についての診断書

（4）レントゲンフィルム（次の ~ の傷病の場合）及び心電図所見のあるときは心電図の写し

呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）

~ 以外の傷病であっても審査または認定に際しレントゲンフィルムが必要となる場合があります。

（5）病歴等申立書

（6）受診状況等証明書〔（3）の診断書が初診時に治療を受けた病院と異

なる場合に必要となります。]
(7) 特別障害給付金所得状況届

【法人契約（個人事業）生命保険の経理処理の基礎（4）】

個人事業の青色専従者を受取人とする交通傷害保険の保険料に対する課税上の取扱いについて、通達が過去にありましたのでここでもう一度復習してみましょう。

官審（所）31
昭和43年9月25日

国税局長殿

国税庁長官

青色専従者を受取人とする交通傷害保険の保険料に対する課税上の取扱いについて標題のことについて、広島国税局長から別紙2のとおり上申があり、別紙1のとおり指示したから了知されたい。

別紙1（広島国税局長への回答）

官審（所）30
昭和43年9月25日

広島国税局長 殿

国税庁長官

青色専従者を受取人とする交通傷害保険の保険料に対する課税上の取扱いについて（昭和43.7.4付広局直所第487号上申に対する指示）
標題については、下記によることとされたい。

記

1 事業主が青色事業専従者のために負担した交通傷害保険の保険料に対する課税上の取扱いについては、昭和40.8.4直審（源）39直審（所）20「所得税法（昭和40年法律第33号）等の施行に伴う所得税の暫定的取扱いについて」通達の「63」に定めるところによること。

2 保険料を負担した事業主については、当該専従者以外の従業員についても同様の条件で交通傷害保険契約が締結されている等事業主の負担した保険料が使用人としての専従者の福利厚生費と認められる場合は、事業主の所得計算上の必要経費に算入することができるものとするが、単に家族の一員として付保したと認められる場合における事業主負担の保険料は必要経費には算入できないものとする。

別紙 2 (国税庁長官への上申書)

広島直所第 487 号
昭和 43 年 7 月 4 日

国税局長 殿

広島国税局長

青色専従者を受取人とする交通傷害保険の取扱いについて (上申)

青色専従者を受取人とする保険期間 1 年以内の交通傷害保険 (保険期間が継続しないもの) について、事業主が保険料を負担した場合の当該保険料は、青色専従者の給与所得として課税すべきか、また、給与所得としない場合の事業主が負担した保険料は、事業所得計算上の必要経費となるかどうか、なにぶんの指示をおおぎたく上申します。

なお、当局の見解としては、昭 26 基通 (124) および昭 26 直所 2-62(2) の一般従業員に対する取扱いに準じて給与所得としないこととし、この場合の事業主の負担した保険料は専従者の従事する職務の程度により必要経費とすることとしてさしつかえないものと考えております。

< 解説 >

個人事業主の配偶者などが対処となっている青色専従者に対する、保険料の経理処理について、他の従業員と同等の付保内容であれば、交通傷害保険の保険料は福利厚生費として計上して差し支えない旨が述べられている。交通傷害保険の保険金の受取が被保険者である契約は、実は最近良く取り上げられる医療保険やがん保険に通じるものがあり、医療保険の中で給付金の受取を被保険者とする場合は、必ず個人事業主以外の全員が同等の保険加入することによって、「福利厚生費」として経費処理できるものと考えられます。

ただし、難しいのは事業主以外の事業に携わっている従業員の人数とその構成内容であり、事業主以外の役務者が配偶者や子供だけといったような場合は、原則、事業主の家族に対しての保険ということで、「福利厚生」は難しいものと思われま

